

EnviX 海外環境法規制 トレンドレポート

たな法律が制定された。各法を詳細に解説することは難しいため、それぞれの「含有が規制される PFAS」、「対象製品」および「製造者に課される要件」

カリフォルニア AB 2515	
含有が規制される PFAS :	
●2025 年 1 月 1 日～ 意図的に添加され、製品における機	
PFAS	
●2027 年 1 月 1 日～ 製品または製品コンポーネントに、全有機フッ素での測定で当局が決定する限界値 (limit) 以上で存在する PFAS	
対象製品	製造者に課される要件
生理用品	●本州での製造、流通、販売禁止 (法律は 2025 年 1 月 1 日発効予定) ●2029 年 7 月 1 日を期限とする当局への登録 (製品情報、登録料金、要件の遵守声明などの提出)
その他以下の州の法規について説明している。内容はサンプルのため中略	
カリフォルニア AB 347	
コネチカット SB 292	
マサチューセッツ S 2902	
ニューハンプシャー HB 1649	
ニューハンプシャー HB 1352	
ロードアイランド SB 2152A / HB 7356A (内容は同じ)	
バーモント S 25	

図や表を使って整理

以下に各州のその他の動きを説明する。

II. メイン州

メイン州環境保護局 (DEP) は 2024 年 8 月 5 日、同年 4 月に制定された PFAS 汚染防止法 (38 MRSA §1614) の改正法 (法案番号: [LD1537](#)、2024 年 8 月 9 日発効) を実施する規則の初期草案である [コンセプト・ドラフト](#) (州規則「Chapter 90: Products Containing Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances」として制定予定) を公表した (意見公募は同年 8 月 30 日に終了)。本ドラフトには、改正法では詳細が不明であった、製造者による「現在避けられない用途」(CUU) 決定の提案のしかたが示

コンセプト・ドラフトの概要

1.	適用可能性: この規則は「メイン州で販売・流通される含有する、新品または未使用の製品と製品コンポーネント」に適用されることを明確にしている
サンプルのため中略	
9.	現在避けられない用途: 製造者による「現在避けられない用途」決定の当局への提案 (申請) 方法を定める「A 現在避けられない用途決定の提案」と、当局の「現在

図や表を使って整理

	避けられない用途」決定をリストアップしていく「B 局の現在避けられない用途指定」の 2 項目で構成されている。
10.	専有情報：機密情報を保護する仕組みを規定している。

DEP は 2024 年秋から 2025 年冬にかけて規則の策定を進める計画で、策定期間中には規則案に対する意見公募も予定されている。

以下に「9. 現在避けられない用途」について、さらなる詳細をまとめる。

現在避けられない用途 (§ 9)

- 「現在避けられない用途」決定の提案は、**サンプルのため中略**
- 最初の提案の場合、要請者は...**サンプルのため中略**...必要がある。
- 「現在避けられない用途」決定の提案は、最低でも以下を含まなければならない。
 - (1) PFAS が意図的に添加された製品の**サンプルのため中略**
サンプルのため中略
 - (11) ヒトの健康または環境に与える製品の影響に関して、製造者が知っている、または合理的に確認可能な情報。
 - (i) 法律 (38 MRS §1614(12)) および本コンセプト・ドラフト§10 (専有情報 (proprietary information)) は、専有情報 (機密情報) を保護する仕組みを提供している。...**サンプルのため中略**...
 - (iii) 当該製品は依然として「現在避けられない用途」のままであるとする製造者は...**サンプルのため中略**...CUU プロセスのタイムラインを示している。
 - 2025 年春 2026 年の販売禁止実施に向けた CUU 提案募集
 - 2025 年夏/秋 CUU 規則策定プロセス
 - 2025 年秋/冬 2026 年の販売禁止に対する製造者による CUU 製品の登録

以下サンプルのため、州名と項目のみ示す。

III. ミネソタ州

■特定の製品への PFAS 等の使用規制が 2025 年 7 月まで停止

■PFAS 含有製品規制法の動向

- (1) 当局、策定中の実施規則と 2025 年の販売・流通禁止に関する質問に助言的回答
- (2) 情報提供規則と料金規則の統合策定計画

IV. ワシントン州

意図的に添加された PFAS を含有する消費者向け製品を規制するための**規則の暫定案**を公表した。

SPWA プログラムの規制措置 ...**サンプルのため中略**...

以下に暫定規則案の概要をまとめる。...**サンプルのため説明は割愛**

【制限措置】

【報告措置】

エコロジー局によると、「Cycle 1.5」の正式規則案は2025年夏に公表される予定である。

なお、PFASについては、新たな優先化学物質を特定したレビュー・サイクル「Cycle 2」においても、**...サンプルのため中略...**という優先消費者向け製品を評価対象に加えることが提案されている。**...サンプルのため中略...**

今後の展開とスケジュール

■本稿で取り上げた規制動向について、2024年11月末現在で確認できている今後の展開とスケジュールを下記の表にまとめる。なお、「I. 2024年6月以降に制定された各州のPFAS含有製品規制法」については、各法の概説を参照されたい。**メイン州、ミネソタ州、ワシントン州の今後の展開に関して説明しているがサンプルのため割愛する。**

EnviX 展望と見解

意図的に添加されたPFAS含有製品は、2024年の後半も全米各州が取り組む製品含有規制の中心となり、確認できただけでも6つの州で、新たな、もしくは現行法を更新する法律が制定された。いずれも規制手段自体は、「当局への報告や通知、登録などによるPFAS含有情報の開示」か「州内における製造・販売・流通の禁止」と似通っているが、各法の対象製品、適用免除対象、要件の発効日などはそれぞれ異なっている。なかでもやっかいなのが「定義」の違いで、製品ではとりわけ、分類（テキスタイル・アーティクル、アパレル、テキスタイル・ファニッシングなど）が州によって異なるテキスタイル関係で混乱を招くことが懸念される。また、「意図的に添加されたPFAS」の定義も、州によって「分解生成物」や「添加された化学物質の意図的な分解生成物」の言及の有無に違いがあり、企業には各法における関連用語の「定義」をしっかりと確認することが求められる。

...サンプルのため中略...

以上のように、州レベルで内容の異なる「PFAS含有製品規制法」の制定が続くなか、懸念されるのが、トランプ次期米国政権による連邦レベルでの有害化学物質規制の停滞または後退である。その結果、「連邦がやらないのであれば」と州レベルでPFAS製品含有規制法の制定の動きが一層加速した場合、それらの法律の主たる規制対象者である製造者がさらなる混乱に陥ることは必須であり、そうした混乱が社会や経済に多大なる影響を与える可能性がある。人体や環境への悪影響が科学的に証明されている有害化学物質を規制すること自体は必要であり重要だが、主権を有しているからと、各州が同じ化学物質や製品を微妙に異なる方法で規制することが、現在の米国州レベルの製品含有有害物質規制では認め

られている。対象製品がかつてないほど広範な PFAS 含有製品に対する規制は、そうした規制の在り方の「限界」を突き付けることになるかもしれない。

その他関連動向

PFAS 以外の州の製品含有有害物質規制については、本トレンドレポートの「米国・カナダ編【5】米国：州の製品含有有害物質規制——加州 SCP プログラムの迅速化で対象製品の拡大がスピードアップ」を参照されたい。

【2024.12.05 yb】

EnviX 海外環境法規制 **トレンド**レポート